

改正案

現行

2 (略)

校長、副校長及び教頭以外の教職員	副校長及び教頭	校長	被評価者
副校長及び教頭	校長		一次評価者
校長			二次評価者
教育長	教育長	教育長	最終評価者

(勤務評定の対象となる職員) 第三条 勤務評定は、県立学校の校長、副校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の常時勤務する教職員について実施する。ただし、次に掲げる教職員については除くものとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、校長、副校長、教頭及び部主事については、目標管理の目標設定を行わない。

(業績評価の実施の時期) 第五条 (略)

2 条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間開始後四か月(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二条の規定により条件附採用期間が一年となる教職員にあっては、十か月)を経過した日に実施するものとする。

(業績評価の評価者) 第八条 業績評価の評価者は、次のとおりとする。

2 (略)

校長、副校長及び教頭以外の教職員	教頭	校長	被評価者
教頭	校長		一次評価者
校長			二次評価者
教育長	教育長	教育長	最終評価者

(勤務評定の対象となる職員) 第三条 勤務評定は、県立学校の校長、副校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の常時勤務する教職員について実施する。ただし、次に掲げる教職員については除くものとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、校長、副校長、教頭及び部主事については、目標管理の目標設定を行わない。

(業績評価の実施の時期) 第五条 (略)

2 条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間開始後五か月(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二条の規定により条件附採用期間が一年となる教職員にあっては、十か月)を経過した日に実施するものとする。

(業績評価の評価者) 第八条 業績評価の評価者は、次のとおりとする。

改正案

現行

(勤務評定の対象となる職員の範囲)  
 第三条 勤務評定は、すべての教職員について実施する。ただし、次に掲げる教職員については除くものとする。  
 一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、校長、副校長及び教頭については目標管理の目標設定を行わない。

(業績評価の実施の時期)  
 第五条 (略)

2 条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間開始後四か月(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二条の規定により条件附採用期間が一年となる教職員にあつては、十か月)を経過した日に実施するものとする。

(業績評価の評価者)  
 第八条 業績評価の評価者は、次のとおりとする。ただし、共同調理場に勤務する教職員については、その一次評価者は、市町教育委員会教育長(以下「市町教育長」という。)の指定する者とする。

被評価者	校長	副校長及び教頭	校長、副校長及び教頭以外の教職員
一次評価者	校長	校長	副校長及び教頭
二次評価者	校長	校長	校長
最終評価者	市町教育長	市町教育長	市町教育長

(勤務評定の対象となる職員の範囲)  
 第三条 勤務評定は、すべての教職員について実施する。ただし、次に掲げる教職員については除くものとする。  
 一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、校長及び教頭については目標管理の目標設定を行わない。

(業績評価の実施の時期)  
 第五条 (略)

2 条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間開始後五か月(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二条の規定により条件附採用期間が一年となる教職員にあつては、十か月)を経過した日に実施するものとする。

(業績評価の評価者)  
 第八条 業績評価の評価者は、次のとおりとする。ただし、共同調理場に勤務する教職員については、その一次評価者は、市町教育委員会教育長(以下「市町教育長」という。)の指定する者とする。

被評価者	校長	教頭	校長、副校長及び教頭以外の教職員
一次評価者	校長	校長	教頭
二次評価者	校長	校長	校長
最終評価者	市町教育長	市町教育長	市町教育長

2 (略)

2 (略)